

1 一般会計及び特別会計の財政状況(普通会計に係るもの)

本表は、一般会計及び特別会計のうち主として普通会計に係るものについて、その決算値に基づいて記載しています。

市町村合併前の旧団体別決算額(平成17年4月1日～10月31日)と合併後の新市決算額(平成17年11月1日～3月31日)を区別して記載しています。

最下段「普通会計」決算額については、市町村合併前の旧団体決算額と合併後の新市決算額を合算したものとなります。ただし、合併前の旧団体相互間での負担金支出額等については控除した上で、合計しています。

(単位:百万円)

区分		歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債 現在高	他会計から の繰入金	基金から の繰入金
一般会計	旧伊勢市	15,870	14,944	926	926	33,856	-	1,405
	旧二見町	2,483	1,980	503	503	3,807	133	638
	旧小俣町	3,404	3,191	213	213	4,516	-	535
	旧御園村	1,984	1,957	27	27	2,044	-	496
	新伊勢市	22,791	21,062	1,729	1,084	46,178	1	59
	計	46,532	43,134	-	-	-	134	3,133
住宅新築資金等貸付事業特別会計	旧伊勢市	33	30	3	3	221	17	-
	新伊勢市	33	31	2	2	197	10	-
	計	66	60	-	-	-	27	-
福祉資金貸付事業特別会計	旧伊勢市	1	0	1	1	36	-	-
	新伊勢市	1	1	0	0	36	-	-
	計	2	1	-	-	-	-	-
まちなみ保全事業特別会計	旧伊勢市	12	0	12	12	-	-	-
	新伊勢市	17	17	0	0	-	-	-
	計	30	18	-	-	-	-	-
離宮の湯特別会計	旧小俣町	26	15	12	12	-	19	-
	新伊勢市	19	18	1	1	-	-	-
	計	45	33	-	-	-	19	-
土地取得特別会計	旧伊勢市	0	0	0	0	-	-	-
	旧二見町	230	230	0	0	-	97	133
	新伊勢市	10	10	0	0	-	-	10
	計	240	240	-	-	-	97	143
普通会計		44,668	42,936	1,732	1,045	46,411	339	3,273

【普通会計とは】

地方公共団体における公営事業会計以外の会計をいいます。この表では総務省が実施しております「地方財政状況調査」に基づく数値を記載しています。

【形式収支とは】

当該年度に収入された現金と支出された現金の差額を表示したもので、単純に歳入決算額から歳出決算額を差し引くことによって求められた額をいいます。

【実質収支とは】

形式収支に発生主義的要素を加減した、実質的な財政収支の結果を明らかにするもので、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引くことによって求められた額をいいます。

2 1以外の特別会計の財政状況(公営事業会計に係るもの)

本表は、特別会計のうち、1以外のもの(主として公営事業会計に係るもの)すべてについて、その決算値に基づいて記載しています。

公営企業に係るものの対象事業区分及び各項目の数値については、総務省が実施しております「地方公営企業決算状況調査」に基づく数値を記載しています。なお、当該調査の作成における取扱上、歳入の金額から歳出の金額を差し引いた金額と、形式収支の金額が一致しない場合があります。

国民健康保険、老人保健医療及び介護保険特別会計(旧町村は一部事務組合方式であったため含まず)については、市町村合併前の旧団体別決算額(平成17年4月1日～10月31日)と合併後の新市決算額(平成17年11月1日～3月31日)を区別して記載しています。

(単位:百万円)

区分		総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	不良債務 (実質収支)	地方債 現在高	他会計から の繰入金	備考
国民健康保険特別会計	旧伊勢市	(歳入) 3,694	(歳出) 4,511	(形式収支) 817	(実質収支) 817	-	168	
	旧二見町	(歳入) 450	(歳出) 468	(形式収支) 18	(実質収支) 18	-	28	基金より15百万円繰入
	旧小俣町	(歳入) 800	(歳出) 759	(形式収支) 41	(実質収支) 41	-	104	
	旧御園村	(歳入) 379	(歳出) 380	(形式収支) 1	(実質収支) 1	-	10	基金より67百万円繰入
	新伊勢市	(歳入) 5,981	(歳出) 5,814	(形式収支) 167	(実質収支) 167	-	366	
	計	(歳入) 11,305	(歳出) 11,931	-	-	-	676	
老人保健医療特別会計	旧伊勢市	(歳入) 4,674	(歳出) 4,661	(形式収支) 13	(実質収支) 13	-	450	
	旧二見町	(歳入) 359	(歳出) 346	(形式収支) 13	(実質収支) 13	-	23	
	旧小俣町	(歳入) 683	(歳出) 659	(形式収支) 24	(実質収支) 24	-	92	
	旧御園村	(歳入) 305	(歳出) 302	(形式収支) 4	(実質収支) 4	-	30	
	新伊勢市	(歳入) 5,473	(歳出) 5,342	(形式収支) 131	(実質収支) 131	-	336	
	計	(歳入) 11,494	(歳出) 11,310	-	-	-	931	
介護保険特別会計	旧伊勢市	(歳入) 2,996	(歳出) 2,961	(形式収支) 35	(実質収支) 35	-	320	
	新伊勢市	(歳入) 3,804	(歳出) 3,752	(形式収支) 52	(実質収支) 52	71	681	
	計	(歳入) 6,801	(歳出) 6,713	-	-	-	1,001	
農業集落排水事業特別会計		(歳入) 69	(歳出) 62	(形式収支) 8	(実質収支) 8	304	40	
病院事業会計		7,178	7,273	96	531	1,242	460	法適用企業
水道事業会計		3,030	2,542	488	-	7,198	124	法適用企業
下水道事業会計		1,019	1,238	220	-	23,210	1,531	
うち公共下水道事業		602	812	209	-	18,512	1,070	法適用企業
うち特定環境保全下水道事業		417	427	10	-	4,698	461	
認知症対応型共同生活介護事業会計		35	34	0	-	9	-	法適用企業

【法適用企業とは】

法適用企業(事業)とは、地方公営企業法第2条第1項に掲げる事業(水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガスの7事業)と、法の財務規定のみ適用する病院事業をいいます。また、その他の事業のうち独立採算で運営できるものについても条例で定めることにより法を適用することができます。

【不良債務とは】

流動負債の額が流動資産の額を超える額をいいます。この状態は当面の支払能力を超える債務があること、すなわち資金ショートを意味しますが、この資金不足額については、通常、一時借入金でまかなわれます。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

本表は、伊勢市が加入する地方公共団体の組合について、その財政状況を記載しています。

一つの組合に複数の会計があり、公営企業会計に係るものとそれ以外のものがある場合には、適宜会計ごとの内訳を記載しています。

「当該団体(伊勢市)の負担割合」については、決算値に基づく平成17年度の実績をベースに記載しています。

公営企業に係るものの対象事業区分及び各項目の数値については、総務省が実施しております「地方公営企業決算状況調査」に基づく数値を記載しています。なお、当該調査の作成における取扱上、歳入の金額から歳出の金額を差し引いた金額と、形式収支の金額が一致しない場合があります。

(単位:百万円)

区分	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	形式収支 (純損益)	実質収支 (不良債務)	地方債 現在高	当該団体 の負担割合	備考
三重県市町村職員 退職手当組合	6,618	5,976	642	642	-	3.7	
うち一般会計	6,485	5,843	642	642	-	3.7	
うち特別会計	133	133	0	0	-	-	
三重県自治会館組合	194	156	38	38	-	-	
三重地方税管理 回収機構	211	162	49	49	-	8.7	
伊勢広域環境組合	2,341	2,336	5	5	3,057	78.2	
わたらい老人 福祉施設組合	1,259	1,152	60	60	247	22.0	
うち一般分	174	168	6	6	9	40.7	
うち介護サービス事業分	1,085	984	54	54	238	-	
伊勢地域農業共済 事務組合	(総収益) 297	(総費用) 288	(純損益) 9	(不良債務) -	-	32.8	法適用企業
度会 部介護保険 事務組合	1,475	1,338	137	137	99	71.1	
菊狭間環境整備 施設組合	159	145	14	14	-	13.5	

度会 部介護保険事務組合は、旧二見町、旧小俣町、旧御園村が加入していましたが、平成17年11月1日の市町村合併に伴い解散、菊狭間環境整備施設組合は、旧小俣町が加入していましたが、合併前に脱退をしています。

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

本表は、次の条件に該当する商法法人、民法法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社、地方独立行政法人(以下「第三セクター等」という。)の状況について記載しています。

伊勢市の出資・出えん割合が25%以上の第三セクター等
「伊勢市土地開発公社」、「伊勢志摩総合地方卸売市場」

出資・出えん割合が25%未満であっても、伊勢市が財政的支援(補助金、貸付金、損失補償、債務保証)を行っている第三セクター等
「該当なし」

(単位:百万円)

区分	経常損益 (千円)	資本又は 正味財産 (千円)	当該団体か らの出資金 (千円)	当該団体か らの補助金 (千円)	当該団体か らの貸付金 (千円)	当該団体から の債務保証に 係る債務残高	当該団体から の損失補償に 係る債務残高	備考
伊勢市 土地開発 公社	2,369	161,139	5,000	-	1,576,813	-	-	
伊勢志摩 総合地方 卸売市場	22,796	302,857	159,100	-	144,000	-	-	

5 財政指数

本表は、総務省が実施しております「地方財政状況調査」に基づく本市の各種財政指数を記載しています。

財政力指数	0.626	実質収支比率	4.2
実質公債費比率	15.4	経常収支比率	92.9

【財政力指数とは】

地方公共団体の財政力を示す指数で、この指数が高いほど財源に余裕があるといえます。

【実質収支比率とは】

実質収支の標準財政規模(一般財源の標準的な規模)に対する割合をいいます。黒字の場合は正数で、赤字の場合は負数で表されます。

【実質公債費比率とは】

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値をいいます。平成18年度以降地方債の発行は原則自由化されましたが、18%以上の団体は総務大臣又は都道府県知事の許可が必要になります。

【経常収支比率とは】

地方公共団体の財政構造の弾力性(ゆとり)を判断するための指標で、この比率が低いほど臨時の支出等に対応できる余裕があるといえます。